

平成27年6月25日

産業建設常任委員会

委員長 松尾 数則 様

産業建設常任委員 河崎 平男



修正案の提出について

山陽小野田市議会会議規則第100条の規定により、下記のとおり
修正案を提出します。

記

- 1 件名 議案第59号山陽小野田市中小企業振興基本条例に対する修正案
- 2 修正案 別紙のとおり



議案第59号山陽小野田市中小企業振興基本条例に対する修正案

議案第59号山陽小野田市中小企業振興基本条例の一部を次のように修正する。

前文中「デフレ及び」を削り、「本市経済の発展」を「本市経済の循環及び発展」に、「関係機関等」を「関係団体等」に改める。

第1条中「関係機関等」を「関係団体等」に、「本市経済の発展及び」を「本市経済の循環及び発展並びに」に改める。

第4条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地域資源の活用による産業の発展及び創出を促進すること。

第5条第1項中「総合的」の次に「かつ計画的」を加え、同条第2項中「施策の実施に努めるものとする」を「施策を実施するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市は、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

第7条の見出し中「大企業者及び関係団体等」を「大企業者等」に改め、同条中「大企業者及び関係団体等」を「大企業者」に、「社会的責任を認識し」を「社会的責任を認識するとともに事業活動において中小企業者ととともに発展するという考え方を持って」に改め、同条に次の2項を加える。

2 金融機関は、中小企業者に対する円滑な資金供給をはじめ、経営相談による支援に努めるものとする。

3 学術研究機関等は、中小企業者に対する新商品及び新技術開発等の支援、研究開発の協力等産学連携の促進に努めるものとする。